

江戸川区建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則

江戸川区建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則

平成二十八年三月三十一日規則第六十五号

題名改正〔令和六年規則四二号〕

（趣旨）

第一条 この細則は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。以下「法」という。）、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成二十八年政令第八号）、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省令・国土交通省令第一号）、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号。以下「規則」という。）等の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔令和六年規則四二号〕

（定義）

第二条 この細則において使用する用語は、法で使用する用語の例による。

（敷地が二以上の区域にまたがる場合の建築物エネルギー消費性能適合性判定又は認定申請）

第三条 建築物エネルギー消費性能適合性判定又は法第三十条第一項、若しくは法第三十一条第一項の規定による認定を必要とする建築物の敷地が、二以上の行政区域にまたがる場合は、その敷地の所管面積が最大の所管行政庁の建築物エネルギー消費性能適合性判定又は認定を受けなければならない。

一部改正〔平成二九年規則一四号・令和四年一二号・令和七年〕

（複数建築物に係る計画認定申請等）

第三条の二 法第三十五条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（以下「計画認定申請」という。）及び法第三十六条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請（以下「計画変更認定申請」という。）（以下これらを「計画認定申請等」という。）のうち、申請建築物及び他の建築物（以下これらを「複数建築物」という。）に係る計画認定申請等をしようとする者は、当該申請建築物を所管する所管行政庁に申請するものとする。

第三条の二 法第三十条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（以下「計画認定申請」という。）及び法第三十一条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請（以下「計画変更認定申請」という。）（以下これらを「計画認定申請等」という。）のうち、申請建築物及び他の建築物（以下これらを「複数建築物」という。）に係る計画認定申請等をしようとする者は、当該申請建築物を所管する所管行政庁に申請するものとする。

追加〔令和五年規則八号〕

一部改正〔令和七年〕

（建築物エネルギー消費性能判定機関による事前審査）

第四条 計画認定申請又は計画変更認定申請をしようとする者は、当該申請が法第三十条第一項に掲げる基準に適合するかどうかについて、これらの申請をする前に、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる機関の審査を受けることができる。

建築物の区分	審査機関
非住宅部分を有する建築物	法第十四条第一項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録性能判定機関」という。）
住宅部分を有する建築物	住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号。以下「住宅品確法」という。）第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関
非住宅部分及び住宅部分を有する建築物	法第十四条第一項の登録及び住宅品確法第五条第一項の登録を受けた者

一部改正〔平成二九年規則一四号・令和四年一二号・五年八号・六年四二号・令和七年〕

（計画書等に添付する図書及び調書）

第五条 規則第三条第一項に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

一 申請に係る建築物エネルギー消費性能確保計画が法第二条第一項第三号に掲げる基準に適合することを示す次に掲げる書類を有する場合には、当該書類

イ 登録性能判定機関による技術的審査適合証

ロ 住宅品確法第六条第一項に規定する設計住宅性能評価書の写し

二 手数料額計算書（第一号様式（法第十一条第一項又は法第十二条第二項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定の場合に限る。）又は第一号様式の二（法第十一条第二項又は法第十二条第三項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定の場合に限る。））とする。

2 規則第一条第三項に規定する所管行政庁が不要と認める図書は、前項第一号の書類を添付する場合において、規則第一条第一項に掲げる図書のうち江戸川区長（以下「区長」という。）が不要と認める図書とする。

3 江戸川区事務手数料条例（昭和五十一年三月江戸川区条例第八号。以下「条例」という。）別表第二都市開発部（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）に基づく審査の事務に限る。）の表二の部（一）の項及び三の部（一）の項に規定する区長が定める書類は、第一項第一号イ又はロに掲げる書類とする。

4 規則第二十条第一項に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

一 申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が法第三十条第一項各号に掲げる基準に適合することを示す次に掲げる書類を有する場合には、当該書類

イ 登録性能判定機関による技術的審査適合証

ロ 住宅品確法第六条第一項に規定する設計住宅性能評価書の写し

二 手数料額計算書（第一号様式の三（計画認定申請（第一号様式の四に係る申請を除く。）の場合に限る。）、第一号様式の四（複数建築物に係る計画認定申請の場合に限る。）、第二号様式（計画変更認定申請（第二号様式の二に係る申請を除く。）の場合に限る。）又は第二号様式の二（複数建築物に係る計画変更認定申請の場合に限る。））

5 規則第二十条第三項に規定する所管行政庁が不要と認める図書は、前項第一号の書類を添付する場合において、規則第二十条第一項に掲げる図書のうち江戸川区長（以下「区長」という。）が不要と認める図書とする。

6 江戸川区事務手数料条例（昭和五十一年三月江戸川区条例第八号。以下「条例」という。）別表第二都市開発部（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）に基づく審査の事務に限る。）の表四の部（一）の項及び五の部（一）の項に規定する区長が定める書類は、第四項第一号イ又はロに掲げる書類とする。

一部改正〔平成二九年規則一四号・令和四年一二号・五年八号・六年四二号・令和七年〕

第六条 （削る。）

削除〔令和七年〕

（建築基準関係規定の審査を受ける場合の構造計算適合性判定及び特定建築基準適合審査）

第七条 計画認定申請又は計画変更認定申請をしようとする者は、法第三十条第二項（法第三十一条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による申出をする場合で、当該申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築基準法第六条第一項の規定による確認の申請をする場合に、同法第六条の三第一項の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの確認審査を要するものであるときは、区長が法第三十条第一項又は法第三十一条第一項の規定による認定をするまでの間に、建築基準法第六条の三第一項の構造計算適合性判定を受けるとともに、同条第七項の適合判定通知書又はその写しに建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第三条の七第一項第一号ロ（1）及び（2）に定める図書及び書類を添えて、区長に提出しなければならない。

2 計画認定申請又は計画変更認定申請をしようとする者は、法第三十条第二項の規定による申出に併せて、建築基準法第六条の三第一項ただし書の構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として国土交通省令で定める要件を備える者である建築主事が、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第九条の三の規定による特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査をするよう申出をすることができる。この場合において、当該審査をする部分については、前項の規定は、適用しない。

一部改正〔令和四年規則一二号・令和七年〕

（計画の通知）

第八条 法第三十条第三項（法第三十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、計画通知書（第四号様式）に建築基準法第六条第一項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の確認の申請書を添付して建築主事に行うものとする。

一部改正〔令和四年規則一二号・令和七年〕

（計画認定申請等の取下げ）

第九条 計画認定申請又は計画変更認定申請をした者は、区長が法第三十条第一項又は法第三十一条第一項の規定による認定をする前に、これらの申請を取り下げようとするときは、取下げ届（第五号様式）の正本及び副本により区長に届け出なければならない。

2 区長は、前条の通知を行った後で前項の規定による届出があったときは、取下げ通知書（第六号様式）により建築主事に通知しなければならない。

3 第一項の取下げ届の副本は、同項の規定による届出をした者に返還するものとする。

一部改正〔令和四年規則一二号・令和七年〕

（不認定通知）

第十条 区長は、計画認定申請又は計画変更認定申請に係る計画が法第三十条第一項各号に掲げる基準に適合しない場合、建築主事から同条第四項において準用する建築基準法第十八条第十五項の規定による通知を受けた場合（法第三十一条第二項において準用する場合を含む。）又は計画認定申請又は計画変更認定申請が規則若しくはこの細則に違反していると認める場合は、当該申請に係る計画を認定しないものとし、不認定通知書（第七号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

一部改正〔平成二九年規則一四号・令和四年一二号・令和七年〕

（新築等の状況の報告）

第十一条 認定建築主は、法第三十二条の規定により、法第三十条第一項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画（法第三十一条第一項の規定による変更があったときは、その変更後のもの。以下「認定建築物エネルギー消費性能向上計画」という。）に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の状況に関し報告を求められた場合は、新築等状況報告書（第八号様式）に、報告内容を説明するための図書を添付して、区長に報告するものとする。

一部改正〔令和四年規則一二号・令和七年〕

（建築を取りやめる旨の届出）

第十二条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画による建築物の建築を取りやめるときは、建築取りやめ届（第九号様式）の正本及び副本に、規則別記様式第二十八による建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書（法第三十一条第一項の規定による認定を受けた者は、規則別記様式第二十八による建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書及び規則別記様式第三十 による建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定通知書）を添付して、区長に届け出なければならない。

2 前項の建築取りやめ届の副本は、認定建築主に返還するものとする。

一部改正〔平成二九年規則一四号・令和四年一二号・令和七年〕

（工事の完了の報告）

第十三条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画による建築物の建築工事が完了したときは、次の各号に掲げる場合に依じて当該各号に定める書面により区長に報告するものとする。

一 計画に従って建築工事が行われたことを建築士が確認した場合 工事完了報告書（第十号様式）及び建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号）第十七条の十五の規定による当該建築物の工事監理報告書の写し

二 前号に掲げる場合以外の場合 工事完了報告書（第十一号様式）及び当該建築物の建築工事を施工した施工者による発注者への工事完了報告書の写しその他これに類するもの

一部改正〔平成二九年規則一四号〕

（特定建築物及び基準適合認定建築物に係る報告、検査等）

第十四条 法第十五条第一項又は第二十一条第一項の規定により、特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告を求められた場合は、建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する報告書（第十一号様式の二）により区長に報告するものとする。

一部改正〔平成二九年規則一四号・令和四年一二号・令和七年〕

（建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の取消し）

第十五条 区長は、法第三十四条の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の取消しを行った場合は、認定取消通知書（第十三号様式）により認定建築主に通知するものとする。

一部改正〔令和四年規則一二号・令和七年〕

（基準適合認定建築物に係る認定の取消し）

第十六条 （削る。）

削除〔令和七年〕

（建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明）

第十七条 軽微な変更該当していることを証する書面の交付の対象となる建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更は、建築物エネルギー消費性能に係る計算により、建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかな変更のうち、次に掲げる変更以外の変更とする。

一 建築物の用途の変更（建築基準法第八十七条第一項に規定する場合の建築物の用途の変更に限る。）

二 建築物エネルギー消費性能適合性判定においてモデル建物法を用いる場合のモデル建築物の変更

三 建築物エネルギー消費性能適合性判定に用いる評価方法の変更

2 前項に規定する軽微な変更該当する場合において、軽微な変更該当していることを証する書面の交付を受けようとする者は、手数料額計算書（第十五号様式）並びに軽微変更該当証明申請書（第十六号様式）の正本及び副本に、それぞれ規則第三条第一項に規定する図書及び当該計画の変更に係る直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定に要した図書（変更に係る部分に限る。）その他必要な図書を添えて、区長に申請しなければならない。

3 区長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る計画の変更が第一項に規定する軽微な変更該当すると認めるときは、軽微変更該当証明書（第十七号様式）に、前項の申請書の副本及び添付書類を添えて、申請者に交付するものとする。

4 江戸川区事務手数料条例（昭和五十一年三月江戸川区条例第八号。以下「条例」という。）別表第二都市開発部（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）に基づく審査の事務に限る。）の表六の部（一）の項に規定する区長が定める書類は、第五条第一項第一号イ又はロに掲げる書類とする。

追加〔平成二九年規則一四号・令和七年〕

一部改正〔令和七年〕

（建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明）

第十八条 規則第二十八条の規定により、建築物エネルギー消費性能向上計画の変更が規則第二十五条の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を受けようとする者は、軽微変更該当証明申請書（第十八号様式）の正本及び副本に、それぞれ規則第二十条第一項に規定する図書及び当該計画の変更に係る直前の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に要した図書（変更に係る部分に限る。）その他必要な図書を添えて、区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る計画の変更が軽微な変更該当すると認めるときは、軽微変更該当証明書（第十九号様式）に、同項の申請書の副本及び添付図書を添えて、申請者に交付するものとする。

追加〔平成二九年規則一四号〕

付 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 計画認定申請、計画変更認定申請又は基準適合認定申請をしようとする者は、法附則第一条第二号に規定する日前において、法による改正前のエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条第一項に規定する登録建築物調査機関（以下「登録建築物調査機

関」という。)の審査を受けることができる。この場合において、登録建築物調査機関による技術的審査適合証をもって第五条第一項第一号又は第六条第一項第一号に掲げる書類に代えるものとする。
一部改正〔平成二九年規則一四号〕

付 則（平成二九年三月二九日規則第一四号）

（施行期日）

1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。以下この項において「法」という。）第三十条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請、法第三十一条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請又は法第三十六条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請をしようとする者は、法附則第一条第二号に規定する日前において、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条第一項に規定する登録建築物調査機関（以下「登録建築物調査機関」という。）の審査を受けることができる。この場合において、登録建築物調査機関による技術的審査適合書をもって第五条第二項第一号又は第六条第一項第一号に掲げる書類に代えるものとする。

付 則（令和四年三月一五日規則第一二号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江戸川区建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（令和五年三月三〇日規則第八号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の第一号様式の三から第二号様式の二までの規定は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和四年国土交通省令第六十七号）附則第二項から第四項までの規定によりなお従前の例によることとされる認定の申請（変更の認定の申請を含む。）については、なおその効力を有する。

付 則（令和六年三月二九日規則第四二号）

（施行期日）

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江戸川区建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

（施行期日）

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江戸川区建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

様式（省略）